

教学マネジメントを支える基盤としてのIR



山形大学 学術研究院 教授
名古屋大学 IR本部 特任教授
浅野 茂

2018年11月20日の中央教育審議会大学分科会において「教学マネジメント特別委員会」の設置が審議・了承され、2018年12月18日の第1回を皮切りに、2019年12月17日まで計12回の委員会が開催された。筆者は、当委員会の委員として「教学マネジメント指針」(以下、「指針」という)の策定に関わる機会を得た。指針においては、教学マネジメントを「大学がその教育目的を達成するために行う管理運営」と定義し、それを支える基盤の一つに「インスティテューショナル・リサーチ」(以下、「IR」という)が位置付けられている。本稿では、指針の審議過程を踏まえつつ、日本の大学の現状と課題とを照らし合わせながら、IRの確立に必要なこととされていることについて解説する。

IRとは何か？

指針の用語集において、IRは「Institutional Researchの略。高等教育機関において、機関に関する情報の調査及び分析を実施する機能または部門。機関情報を一元的に収集、分析することで、機関が計画立案、政策形成、意思決定を円滑に行うことを可能とさせる。また、必要に応じて内外に対し機関情報の提供を行う」と定義されている。また「本指針においては、教学に関する部分について「教学IR」として取り扱っている」との補足がなされており、指針では「教学IR」という表記で統一されている。

日本の大学におけるIRの現状と課題

IRの現状については、文部科学省が実施・公開している最

新の調査結果が参考になる(文部科学省高等教育局大学振興課大学改革推進室, 2019)。同調査によると、下表の通り全学的なIRの専門組織または委員会方式の組織を有する大学は475大学(回答大学758大学の62.7%)となっている。

全学的なIR部署の設置状況 (N=758)	平成24年度	平成28年度
専門の担当部署を設けている	81大学 (10.6%)	279大学 (36.8%)
委員会方式の組織を設けている	81大学 (10.6%)	196大学 (25.9%)

平成24年度に比して増加傾向にあるものの、平成28年度現在、約4割の大学においては未整備であることを示唆している。また、IRの専門組織を有する大学における専任の教職員のうち、IRを研究の対象としている者またはIRの企画や実施方法等に関する専門的な高等教育プログラムを受講した者を配置している大学は53に留まっており、専門人材が不足している実態も浮き彫りになっている。

加えて、IR担当者が全学のデータにアクセスできる権限は図1のように6.2~14.3%と極めて低く(小林・山田(編)、2016:191頁)、国公私立の設置形態を問わず、データ収集・管理が依然、課題となっている現状が報告されている(橋本・白石、2019:18頁)。

「教学IR体制の確立」に必要なこと 環境整備・人材育成、そしてFD・SDの高度化

上記の日本の大学におけるIRの現状と課題を踏まえ、指針では教学IR体制の確立に必要なこととして、「環境整備」及び「人材育成」を挙げている。

前者については、教学IRが学修成果をはじめとしたデータの収集・分析(ベンチマークを含む)を中心に、教学マネジメントを支える基盤的な役割を果たすことが期待されることから、学長・副学長等大学全体のマネジメント層が教学IRの重要性や果たすべき役割について理解するとともに、学内で教学IR活動を行ううえで必要な体制、仕組み、情報環境等の整備を求めている。また、教学IR部門が学内の様々な学部・部署から円滑にデータを収集し、適確な分析を行えるよう、学長のリーダーシップの下で教学IR部門に必要な権限を付与したり、部局を超えてデータを円滑に収集することを可能とする規定やデータの適切な取り扱いに関する学内規定を整備したりして、教学IRを実施していくための運用の確立も同様に重要であるとしている。

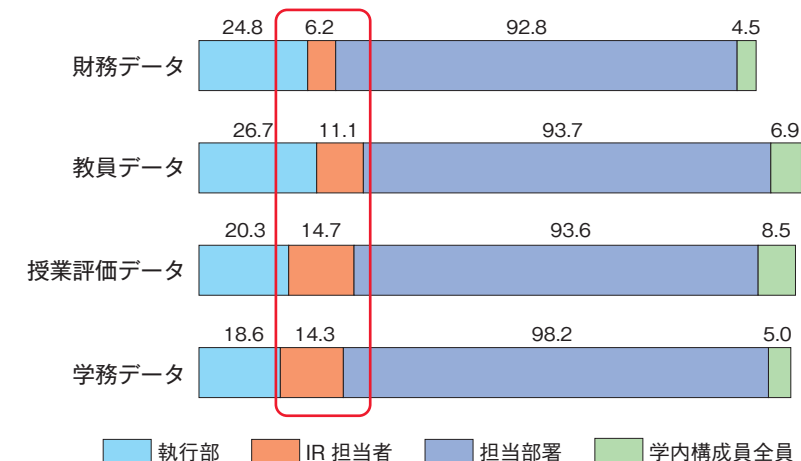
後者については、教学IRに関わる専門スタッフが不足していることにより、その機能が十分果たせていない大学も存在することから、外部の機関の活用や大学間連携を通じて、教学IRのみならず専門スタッフの育成を活性化するとともに、教学IRに関わる事務を共同処理することが期待されるとしている。

加えて、教学マネジメントを支えるもう一つの基盤として「FD・SDの高度化」が位置付けられている。教学IR同様、学修者本位の教育を実現するという目的で行われるFD・SDにおいては、教学IRを通じて収集したデータの分析結果を活用しながら、多くの教職員の参画と協力を要するため、双方とも教学マネジメントの基盤として捉え、実際に教育活動を改善していく重要な活動として理解する必要があるとしている。従って、教学IR体制の確立のみならず、FD・SDの高度化と併せて対応していくことが求められていることに留意する必要がある。

学長を中心としたマネジメント層がIR確立のイニシアティブを

以上、指針において、教学マネジメントを支える基盤として位置付けられている「教学IR体制の確立」に必要なことと

図1 データアクセスへの権限 (%)



れることについて概観してきた。本指針は、学長・副学長、学部長など、教学マネジメントの確立に主たる責任を負う大学マネジメント層を第一ターゲットとして明記したうえで、策定されている。教学IRは、教学改革について大学マネジメント層が正しい判断を行うために必要なデータを収集・分析し、一定の目標達成に資する情報を提供することにあることを踏まえてのことである。故に、教学IR体制の確立においても、大学のマネジメント層が果たすべき役割は大きい。第一の「環境整備」においては、必要な体制や仕組み、情報環境等を整えることに加え、データの収集や取り扱いに係る規定等の策定が挙げられている。第二の「人材育成」については、専門人材が不足している現状からすると、当面、個々の大学のみで対応できることには限界があり、外部の機関の活用や大学間連携が求められている。いずれにしても、学長を中心に、大学マネジメント層がこれらのことを認識し、IRの確立に向けたイニシアティブをとらなければ、従前の状況が進展することは期待できない。

【参考文献】
小林雅之・山田礼子(編)(2016)、『大学のIR 意思決定支援のための情報収集と分析』慶應義塾大学出版会。
橋本智也・白石哲也(2019)、「大学におけるIRの実態に関するアンケートの調査報告—自由記述に見られた困難・活動内容—」, 大学評価コンソーシアム情報誌「大学評価とIR」第10号、pp.16-10。
文部科学省高等教育局大学振興課大学改革推進室(2019)、「平成28年度の大学における教育内容等の改革状況について(概要)」